**提出書類一覧（通所介護）**

**※ これらの要件は令和６年４月１日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合**

**は、要件の内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

**※ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）の指定を併せて受けている事業所は、総合事業の届出が別途必要です。**

**必要書類等は**[**総合事業者向け案内のホームページ**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625/_100663.html)**をご確認ください。**

**１ 施設等区分（通所介護）**

|  |  |
| --- | --- |
| **区　　分** | **基　　　　　準** |
| **通常規模型** | イ　通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準  (1) 前年度の１月当たりの平均利用延人員数（※一体的に事業を実施している第一号通所事業の数を含む。以下同じ）が７５０人以内  (2) 人員基準欠如に該当しない |
| **大規模型(Ⅰ)** | ロ　大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準  (1) 前年度の１月当たりの平均利用延人員数が７５０人を超え９００人以内  (2) 人員基準欠如に該当しない |
| **大規模型(Ⅱ)** | ハ　大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準  (1) 前年度の１月当たりの平均利用延人員数が９００人超  (2) 人員基準欠如に該当しない |
| **解　釈　通　知** | |
| (4)　事業所規模による区分の取扱い  ①　事業所規模による区分については、施設基準第５号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者若しくは第一号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所及び当該第一号通所事業における前年度の1月あたりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者若しくは第一号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所又は当該第一号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。  ②　平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所又は第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、介護予防通所介護又は第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所又は第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。  ③　前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね２５％以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の９０％に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。  ④　毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。 | |

※　定員を概ね２５％以上変更する場合は、定員変更の届出の他に規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要かどうかは「通所介護の算定区分確認表」で確認してください。

**２　加　算**

| **項　　目** | **必　要　書　類** |
| --- | --- |
| **高齢者虐待防止措置実施の有無** | **①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）**  **②介護給付費算定に係る体制等状況一覧** |
| **業務継続計画策定の有無** | **①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）**  **②介護給付費算定に係る体制等状況一覧** |
| **感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧  ③利用延人員数が減少していることが分かる書類 |
| **時間延長サービス体制** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧  ③運営規程 |
| **生活相談員配置等加算**  **（共生型のみ）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧  ③資格者証（写）（生活相談員未提出分）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1）  ⑤生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙21） |
| **入浴介助加算 （Ⅰ）（Ⅱ）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧  ③運営規程  ④平面図・写真（浴室部分の状況がわかるもの）  ⑤入浴介助に関する研修を実施または、実施することが分かる資料 |
| **中重度者ケア体制加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  ③資格者証（写） （看護職員未提出分）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1）  ⑤中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22）  ⑥利用者の割合に関する計算書（別紙22－２） |
| **生活機能向上連携加算**  **（Ⅰ）（Ⅱ）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  ③訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書の等(協定書を含む)の写し |
| **個別機能訓練加算**  **（Ⅰ）イ・ロ** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  ③資格者証（写）（機能訓練指導員未提出分）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1） |
| **ＡＤＬ維持等加算(申出)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
| **認知症加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  ③研修修了証（写）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1  ⑤認知症加算に係る届出書（別紙23）  ⑥利用者の割合に関する計算書（別紙23－2） |
| **若年性認知症利用者受入加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
| **栄養アセスメント・栄養改善体制** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  ③資格者証（写） （管理栄養士未提出分）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1）  ⑤外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、外部と連携していることが分かる契約書等(協定を含む)の写し |
| **口腔機能向上加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  ③資格者証（写） （言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員未提出分）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1） |
| **科学的介護推進体制加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
| **サービス提供体制強化加算**  **（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  ③サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3）  ④サービス提供体制強化加算人員要件確認表（参考様式26） |
| **介護職員等処遇改善加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）  ◆[**介護職員等処遇改善計画書一式又は介護職員等処遇改善計画書変更届**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625.html#ktop6) |
| **LIFEへの登録** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |

**３　算定要件**

|  |  |
| --- | --- |
| **基準** | **解釈通知** |
| 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号） | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号） |